

新たな火葬場整備に係る地域説明会(平成30年7月)及び市民説明会(平成30年8月開催)等での

主なご意見等(要旨)

1 候補地「青山」の安全性について

土砂災害警戒区域の指定地、伊勢原断層と鶴川断層に挟まれた場所、県道鳥屋川尻からの進入路は行き止まりの林道、災害に弱く危険な場所である候補地「青山」での建設には反対である。

数万年もの間、候補地「青山」で大規模な土砂災害の発生がないとした地質調査結果には納得できない。

地質調査では、想定雨量に基づく災害発生可能性や災害規模などを想定しておらず、今後の大規模な土砂災害の発生可能性が小さいとした結果には納得できない。

対策工事は最低限のものではなく、安全性の観点から砂防堰堤などの対策を行って欲しい。

砂防堰堤の整備には多額の費用を要し、その財源は税金であるため、過剰な対策工事は必要ない。

今後、30年以内の震度6弱以上の地震の発生確率は、横浜市で82%の予測が報道されているが、説明資料には、地震の対策に関する説明がない。

発生確率はそれぞれの場所で異なっており、候補地「青山」での発生確率は約9%～29%であった。しかしながら、災害時における火葬場利用者の安全確保は重要な視点であるため、引き続き、安全対策の検討を進めてまいりたい。

2 候補地「青山」の選定について

最終候補地(案)の選定方法について、候補地「青山」ありきの評価方法や配点ではなかったのかとの疑念がある。

最終候補地(案)の選定に当たっては、費用面、環境面、交通利便性、事業効率性の4つの大項目を定め、大項目の重み付けについては、階層化意思決定法を準用して行った。3箇所の候補地それぞれに一長一短あったが、結果として評点が高かった候補地「青山」を最終候補地(案)としたものである。

リニア整備に伴う長竹非常口からの土砂の活用、橋本方面からの交通利便性、地域活性化の観点から、都市計画決定されている津久井広域道路延伸部での火葬場整備が適切と考えており、候補地「青山」での火葬場整備には反対である。

津久井広域道路延伸部での火葬場整備については、地形的条件から長期間の工期となる可能性が大きく、平成36年度中の新たな火葬場の供用開始に間に合わないこと。

また、津久井広域道路の県道烏屋川尻以西の延伸は、相模原IC周辺新拠点まちづくり事業の動向や市域全体の道路整備の状況など総合的に勘案しながら進めるべきとの考えから、当分の間、事業着手ができないこと。

こうしたことから、津久井広域道路の延伸部は候補地の一つとしないと判断したものである。

候補地「青山」周辺には人家があり、人家等からの隔離距離を300m以上とする「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」に違反する。

火葬場と人家等との隔離距離は、条例で水平距離を300メートル以上と規定しているが、ただし書きも併せて規定している。

このことから、候補地「青山」での整備が、ただちに条例に抵触するものとは考えていない。

周辺にお住まいの方が居られることから、今後も丁寧に説明してまいりたい。

3 一級河川串川の水質への影響について

火葬場からの排水による串川の水質汚染を危惧する。

「飲料水を汚染するおそれのない土地」を設置場所の基準とする「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」に違反する。火葬炉の冷却や洗浄に水は使用しない。排水はトイレや手洗い等によるものが考えられる。一級河川串川の水質等への影響については、火葬場という施設の特性からも、今後、自主的な環境アセスメントの実施について検討していきたい。

4 雪対策について

桜沢橋周辺から鳥屋方面は降雪量が多いため、火葬場への進入路と県道鳥屋川尻の除雪をしっかりと行って欲しい。

5 最終候補地の決定と地域の環境整備について

平成36年度中の供用開始を目途とした場合、地域が要望した道路整備の計画・予算化・実施の期間を考慮すると時間がない。

地質調査の結果、候補地「青山」が特段危険な場所ではないことが分かったのであれば、早く最終候補地として決定し、進入路の具体的な検討や火葬場整備に伴う地域の環境整備について、地域振興協議会との協議を進めて欲しい。

火葬場は迷惑施設であるため、周辺道路の改良や路線バスの増便といった環境整備案を、市が事前に示したほうが、地域の理解を得られやすいと思う。

交通量の増加が予想されるので、地域住民が安心して暮らせるよう、県道鳥屋川尻の拡幅や歩道整備など周辺道路の改良をして欲しい。

最終候補地の決定前に、再度、説明会を開催して欲しい。

路線バスの本数は増えるのか。

新たな火葬場への交通手段については、主に自家用車やマイクロバスを想定しているが、今後、路線バスについてもバス交通事業者と協議し検討していくことになると考えている。

候補地「青山」周辺には民間式場がないため、火葬炉のみの施設ではなく、式場が併設された施設が必要である。

新たな火葬場の式場の併設については、新たな火葬場のあり方等検討委員会からの提言においても、立地場所周辺の民間式場の状況について考慮する必要があるとされている。現在、候補地周辺に民間式場が少ない状況である。引き続き、検討してまいりたい。

以 上